

南島原市B&G海洋センターソフトプログラム実施計画策定支援業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告します。

令和7年12月4日

南島原市長 松本政博



1 業務の概要

(1) 業務の名称

南島原市B&G海洋センターソフトプログラム実施計画策定支援業務

(2) 業務の履行期間

契約日から令和8年3月31日(火)まで

(3) 業務の目的

本市は、南島原市加津佐B&G海洋センターの先進的海洋センター整備（施設整備及びソフトプログラム実施）を令和7年度から令和11年度まで（施設供用は令和10年度中を予定）の5カ年で計画している。本業務は、先進的海洋センター整備に伴い、センターを拠点に実施するソフトプログラムについて、本市が取りまとめているソフトプログラムの企画内容を踏まえた実施計画を策定することを目的とする。

(4) 業務内容

本業務は、本市が企画している下記6つのソフトプログラムの実施にあたり、南島原市先進的海洋センター整備事業の内容等を踏まえて、具体的な実施計画の策定を支援するものである。

① 南島原市B&G海洋センターを拠点に企画している6つのソフトプログラム

先進的海洋センター整備事業概要及び各プログラムの企画内容は、別紙「先進的海洋センター整備事業について」を参照すること。

- ・海洋教育プログラム
- ・人材育成プログラム
- ・アートと海洋の共創事業
- ・施設拠点の地域活性化事業
- ・アクセス改善に向けた官民連携実証事業
- ・電子地域通貨連携事業

② 実施プロジェクト管理サポート

・全体プロジェクトマネジメント整理と進捗管理、課題管理、定期ミーティング参加等

③ ソフト事業企画立案サポート

・企画会議への参加と助言、各種組織等とのマッチング支援等

④ 実施計画策定の期間

令和7年度から令和11年度まで（施設供用開始は令和10年度中を予定）

(5) 契約保証金

南島原市契約規則による。

(6) 業務の上限額

3,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

《プロポーザル等実施スケジュール》

項 目	日 程
公募の開始	令和7年12月4日（木）～
質問票の提出期間	令和7年12月4日（木）～ 令和7年12月9日（火）正午
質問票への回答（市HPに掲載）	令和7年12月11日（木）～ 令和7年12月15日（月）正午
プロポーザル参加表明書の提出期間	令和7年12月4日（木）～ 令和7年12月15日（月）正午
企画提案書の提出期限	令和8年1月7日（水）正午
書類審査の実施	令和8年1月8日（木）
審査結果の通知	令和8年1月9日（金）【予定】
契約の締結	令和8年1月13日（火）【予定】

3 参加表明書

別添「南島原市B&G海洋センターソフトプログラム実施計画策定支援業務プロポーザル説明書」の「II プロポーザル参加表明書作成要領」に記載のとおり

4 企画提案書

別添「南島原市B&G海洋センターソフトプログラム実施計画策定支援業務プロポーザル説明書」の「III 企画提案書作成要領」に記載のとおり

5 質問

(1) 質問手続き

- ① 提出方法 質問票（様式3）をPDFファイルにより電子メールで送付すること。
※ 必ず電話にて到達確認を行うこと。
- ② 提出先 生涯学習課スポーツ振興班代表メールアドレス
sportshinkou@city.minamishimabara.lg.jp
- ③ 提出期限 令和7年12月9日（火）正午まで
- ④ 回答方法 令和7年12月11日（木）の午後5時までに南島原市ホームページ上に公開する。
- ⑤ 留意事項 下記の趣旨の質問には回答しない。
 - ア 「実施要領」の明らかな誤謬
 - イ 「実施要領」に対する個人的な意見

- ウ 提案しようとする内容についての是非を問うもの
- エ 質問者が自ら判断又は調査するべきもの
- オ 本業務と直接関係のない質問
- カ 電話、口頭による質問、提出期限を過ぎての質問

6 審査

(1) プロポーザル審査委員会の名称

南島原市B&G海洋センターソフトプログラム実施計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）と称する。

(2) 審査の方法

① 書類による審査

ア 選定方法

「IV 審査基準」に基づいて審査委員会が企画提案等の内容を評価し、最も優れた提案を行ったものを優先交渉権者に選定する。なお、選定結果については、参加者全員に対し、選定又は非選定の結果を郵送にて通知する。

(3) 失格について

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、契約交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ① 見積書の金額が提案上限金額を上回る場合
- ② 提出期限までに書類が提出されない場合
- ③ 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ 著しく信義に反する行為があった場合
- ⑥ 契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑦ 企画提案書の記載内容が法令及び公序良俗に違反するなど不適当な場合
- ⑧ 本業務について2以上の企画提案をした場合
- ⑨ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

7 業務委託料

委託する業務の規模は、3,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以下とする。

8 その他

- (1) 提案にあたっては、本市及び原城跡の現状や課題等を十分把握したうえで提案すること。
- (2) 提案された業務内容については、契約後、速やかに具現化できる提案とすること。
- (3) 経費については、一切の経費を含めて見積もりを行うこと（業務に直接関係がない飲食費

などは計上しないこと)。

(4) 提出書類の作成提出、本プロポーザルに要する経費は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書を含む提出書類は原則として返却しない。ただし、不採用となった場合には、本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本プロポーザルにおける審査以外では使用しない。

(6) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲内で複製する場合がある。

(7) 企画提案書の作成等のため本市から受領した資料は、本市の承諾なく公表及び使用してはならない。

(8) 企画提案書で表明された内容が基本的な契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案することがないこと。なお、契約後、企画提案書で表明された内容の調整を行う場合がある。優先交渉権者に決定された後でも、業務目的が達成できないことが確認された場合には契約を締結しない場合がある。また、それに伴い提案事業者が被る損害について本市は一切賠償しない。

(9) 提案上限額は、見積時の予定価格を示すものではない。

9 問合先・提出先

〒859-2412 南島原市南有馬町乙1023番地

南島原市教育委員会生涯学習課

スポーツ振興班 荒木、大寄

TEL : 0957-73-6703 FAX : 0957-85-2767

e-mail : sportshinkou@city.minamishimabara.lg.jp